

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第3号

写真や動画の取扱いにはご用心

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表。
慶応義塾大学法学部政治学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2011年に弁護士登録。

2019年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所の共同代表に就任。



弁護士
板垣 義一

Q uestion

園児の写真撮影や動画配信で気を付けるべき点はありますか？

私の園では、園内の日常の様子を保護者に伝えるために、園児たちの写真を撮影し、写真を販売しています。今後は、写真のみならず動画も撮影し、保護者に対してだけでなく、園の広報のためにホームページに載せて配信することも考えています。何か注意すべき点はあるでしょうか。

ホームページにも
のせたいな…



A nswer

写真や動画を撮影して配信することについては、保護者や職員からきちんと同意をとるとともに、写真や動画を見ることができる人を限定することが望ましいです

人には、無断で容姿・容貌を撮影されず、また、撮影された写真等を無断で販売等されないという権利があります。こういった権利のことを肖像権といいますが、肖像権は芸能人やスポーツ選手などの有名人だけではなく、どんな人にも認められる権利です。したがって、無断で写真や動画を撮影したり、そうやって得られた写真等を使って商売したりすることは、原則として許されません。

無断で行うことが許されないのですから、同意を取っておくべきということになります。ただ、同意してもらう内容については、きちんと吟味しておく必要があります。単に写真や動画を撮るということだけではなく、撮影目的や写真・動画の用途、販売・配信方法といったことについても、しっかり同意を得てください。後で争いにならないように同意書の取得という形が良いでしょう。



また、同意をとったとしても、園と全く関係のない第三者に拡散することについては慎重であるべきですから、園関係者以外が見ることができないようにする工夫をすることが望ましいです。広く全世界の人が見られるようにするのであれば、そういう掲載方法をとることについての同意を取得するか、あるいは顔にぼかしを入れるなどの対応が考えられます。

園の困りごと、何でもお問合せください ～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

【東京弁護士会所属】

■ 弁護士 / 保育士 柴田 洋平

■ 弁護士 板垣 義一

■ 弁護士 今西 淳浩

TEL : 03-5336-3390

Email : reve.info@reve-law.jp

HP : <https://www.reve-law.jp/>

レーヴ法律事務所

